

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会事例を中心に説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

#### Q1 本会議のやり直しについて

最終日に複数の事件を一括議題とし、それぞれの委員長報告を行った後に、討論、採決を行ったが、そのうちの一つの事件の採決を議長の不注意で、次の議題に入ってしまった。

この時点で、一つの事件の採決を忘れていたことに議長が気付き、対応を協議するために休憩を宣告した。

採決を行っていない事件をどのような手続で処理すればよいのか。

**A1** 議会に提出された事件の審議は、最終的には、法令が定める手続により終了します。

今回の事例は、本来ならば議決により事件の審議を終了させるべきところ、不注意で議決をせずに審議を終了してしまった場合の対応です。

一つの考え方は、議決はしていませんが、既に本日举行予定だった当該事件の審議を終えたと考え、特別な手続や議会運営委員会な

連載 33

# 議会運営

## Q&A

全国市議会議長会  
調査広報部副部長  
本橋 謙治

どを経ることなく、採決のみを行うために改めて当該事件を日程に追加し、その上で採決を行うというものです。

もう一つは、当該事件の審議が終了していないため、当該事件の議事日程は本会議に残っていると考え、改めて日程を追加することとせずに当該事件を議題として採決のみを行うことができるという考え方です。

この場合、当該事件の審議を一時中断し、他の事件の審議後の適当な時に改めて当該事件を審議するという、議事延期の措置を講じたと考えることとなります。したがって、Q1の休憩中に議会運営委員会を開催し、議事延期により採決を行っていない事件については、後刻、日程追加せずに議題とし、採決を行う旨を述べて了承を得ればよいと考えます。なお、その際、議長の不注意によりこの

ような措置を講じることになったことについて、説明等を併せて行うことが適当です。

#### 参考 標準市議会会議規則

**第20条** 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

**第21条** 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。



する根拠にはなりません。

したがって、当該議員から質問の通告書が提出された場合、議長はこれを受理し、当該議員の質問を許可することになります。

また、議員の質問順序については、議長の議事整理権に基づき決められることができると考えられることから、議長の判断で、通常は質問の通告書の提出順となっている発言の順序を別の基準に基づいて決定すること、この場合においては、当該議員の一般質問の順序を最後にすることができず。なお、その際、議長はあらかじめ、議会運営委員会において議長の議事整理権に基づいて、通常とは異なる基準で発言の順序を決めることについて、理解を求めておくことが適当です。

当該議員の一般質問が始まった時点で多くの議員が退席し、定足数を維持できなくなつた場合、地方自治法第113条ただし書の出席催告を行うことにより定足数を割つていても、会議を開き、当該議員の一般質問を行うことが可能です。なお、質問終結の動議を提出して、質問を終了させることも考えられますが、質問終結の動議は、質問が続出して容易に終結しないとき、具体的には重複した質問が目立ってきたときや、議事妨害とみられる質問が出てくるようなときに用いられるものであり、Q3のようなケースに質問終結の動議を用いることは予定されていません。また、

質問は議会の審議の中心をなすものであることから、質問の終結の動議の提出については慎重であるべきと考えます。

**参考 地方自治法**

**第104条** 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

**第113条** 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第117条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後定数に達しなくなつたときは、この限りでない。

**参考 標準市議会会議規則**

**第13条** 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所に、文書又は口頭をもって行う）。

**第51条** 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならぬ。ただし、議事進行、一身上

の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

**第60条** 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

**第64条** 質問については、第56条（質疑の回数）及び第60条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。

**Q4** 可決した事件に対する執行機関の意見表明について

今定例会において可決が見込まれる決議案について、執行機関（首長）から当該決議が可決したときは、直ちにこれに対する考えを議場で表明したい旨の申出が議長にあった。

議長は、執行機関（首長）の発言内容が議場での混乱を招くことが十分に予想されることから、これを認めない方針である。

執行機関は、意見表明を強く希望しており、最終日の全日程終了後の閉会宣言直前に改めて議長に対し発言を求め、発言を行うことが予想される。

このような発言を認めないことはできるか。また、他にどのような対応が考えられるか。

**A4** 発言を希望する執行機関や議員からの申出に対する発言の許可は、地方自治法第104条議長の議事整理権に基づくものであり、したがって、執行機関からの発言の申出に対し、これを許可しないことは可能です。

しかし、議会とは、様々な意見を持つ者（議員や執行機関）が議論を重ね、結論を出していく機関であることから、議員等の発言の申出に対しては、できる限り許可することが適当です。このような考えがあるにもかかわらず、なお議長が発言を許可しないならば、それ相応の事情があることが必要です。

Q4の場合、執行機関の発言をきっかけに議場が混乱し、収拾がつかなくなるということが十分に予想されると議長が判断するならば、議場の秩序維持を最優先に考えて、執行機関から

の発言の申出を許可しないことは可能です。また、会議に諮って許可を決することもできます。このほか、閉会后、首長と発言内容等について協議し、議会と執行機関双方が冷静になった段階で全員協議会等を開催し、その場で首長からの意見表明を行うことや次の定例会において意見表明を行うことが考えられます。

#### 参考 地方自治法

**第129条** 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

#### 参考 標準市議会会議規則

**第50条** 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

**Q5** 議員提出事件に対する執行機関への質疑について

今定例会に提出された議員提出事件について、一部の議員から提出した議員だけではなく、執行機関への質疑を希望する申出があった。

当市議会の慣例では、議員提出事件については、提出者の説明の後、質疑は認めず、委員会の付託を省略して即決することになっている。今回の当該議員の申出は、これに反するものであり、対応に苦慮している。どのような対応をするのが適当か。

**A5** 会議規則上、事件の提出者が市長でも、議員や委員会であっても、特に議員からの質疑を制限する規定はありませんので、提出された事件の内容等に関して疑義がある議員は、質疑することができます。

慣例で質疑の申出をしないことになっているとのことですが、慣例には法的な拘束力はありませんので、質疑を希望する議員は会議規則に定める手続により、議長に発言（質疑）の通告書を提出することができます。質疑ができないのは、原則として会議規則に「討論を用いないで」などと規定されている場合です。このことから、会議規則に基づく手続により提出された発言の通告書に対し、議長はこれ

を拒否することはできません。発言の通告書を提出した議員に対し、慣例について説明し、提出を思いとどまるよう話すことはできませんが、発言の通告書を提出した議員がこれを取り下げなければ、議長は、発言を許可することを前提に、当日の議事運営について、議会運営委員会などで協議することになります。

次に質疑の相手ですが、通常、議会に提出される事件の多くが首長による提出のため、首長をはじめとする執行機関に質疑を行います。議員提出事件について、提出者である議員の他に執行機関に対し質疑を行うことは可能です。

この場合の執行機関への質疑として、どのようなものが考えられるかですが、例えば、提出された事件が可決されたことに伴う執行上の問題点や留意点、提出された事件の内容に関する執行機関の現状の確認などが考えられます。

なお、答弁者についてですが、発言の通告書に記載した答弁者の位置付けは、あくまで質疑を行う議員の希望であり、答弁する側は法的には拘束されません。最終的には答弁する側が質疑の内容等を考慮し、答弁者を決定しますので、発言の通告書に記載した者が答弁しない場合もあります。

参考 地方自治法

第115条 普通地方公共団体の議会の会議

は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

参考 標準市議会会議規則

第37条 省略

2 省略

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

参考 行政実例

府県会が理事者を指名しその出席を要求しても、何人を出席説明させるかは知事の任意であり、その指定に従うことを要しない。

参考文献

議会運営の実際（自治日報社）  
議会運営実務提要（ぎょうせい）

地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）

逐条会議規則（学陽書房）

地方議会活性化セミナーの開催案内

～時代の変化に即応する議会運営の在り方等議会の活性化方策を探求～

地方分権の推進に伴う条例制定権の拡大に対応した条例制定や地方公共団体の創意工夫による施策の立案等地方議会の役割が益々大きくなる中で、時代の変化に即応した議会運営の在り方等地方議会の活性化方策を探求。

- 日程・会場：10月18日（火）13：00～16：30 静岡市：静岡商工会議所会館
- 講師：江藤俊昭氏（山梨学院大学大学院社会科学部研究科長・教授）  
目黒章三郎氏（会津若松市議会議長）  
吉川重雄氏（大磯町議会議長）

■ 内容：地方議会の活性化／地方議会改革・活性化の取組事例

■ 受講料（税込）：賛助会員10,000円、非賛助会員15,000円

■ お申込み専用フォーム：[https://krs.bz/gyosei/m/rilg\\_koshu](https://krs.bz/gyosei/m/rilg_koshu)

■ 問合せ先：一般財団法人 地方自治研究機構 研修部 電話 03-5148-0662

詳細は当機構HP <http://www.rilg.or.jp/htdocs/003.html> を御参照ください。